

令和2年5月1日より適用する山形県県土整備部積算基準等の改定概要

次の基準を改定するもの。

■土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算（第Ⅰ編第10章）

- ・ 工事一時中止に加え、受注者の責めに帰すことができないものにより工期延長が必要となった場合においても、増加費用の計上の対象とした。
- ・ 増加費用の算定に用いる工種ごとの係数を見直した。

以上